

故障車両に対する措置について

昭和36年1月10日

山口備ら第15号

(概 要)

警察官が故障車両を発見した場合に、運転を継続させても支障がない場合における故障車両運転許可証の交付、警察署長への報告及び運輸支局に対する通知方法等について定めたもの。